

別紙4（同業者団体等用）

（文 書 番 号）
令和 年 月 日

〒□□□-□□□□
（所在地）

（名称）

殿

国税局

審理課長

⑩

（令 . . . 付照会に対する回答）
について

（文案の例示）

標題のことについては、御照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。

ただし、次のことを申し添えます。

- この文書回答は、御照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答ですので、個々の納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。
- この回答内容は 国税局としての見解であり、照会者の構成事業者等の申告内容等を拘束するものではありません。